

## 六 選挙運動に関する調

### 1 政見放送（ラジオ、テレビ）に関する調

放送局	テレビ・ラジオの別	放送日時		放送順序及び候補者		
		月日(曜)	時間	順序	党派	氏名
NHK	テレビ	3月27日(水)	18:30～18:50	1	無所属	首藤よし子
		4月4日(木)	7:30～7:50	2	無所属	広瀬勝貞
	ラジオ	3月28日(木)	7:25～7:45	3	日本共産党	山下かい
4月2日(火)		21:05～21:25	テレビと同一順序			
OBS	テレビ	4月3日(水)	14:00～14:25	1	無所属	首藤よし子
				2	日本共産党	山下かい
	ラジオ	3月30日(土)	10:30～10:55	3	無所属	広瀬勝貞
			テレビと同一順序			
TOS	テレビ	4月2日(火)	16:10～16:35	1	日本共産党	山下かい
				2	無所属	首藤よし子
				3	無所属	広瀬勝貞
OAB	テレビ	4月3日(水)	14:29～14:54	1	無所属	広瀬勝貞
				2	無所属	首藤よし子
				3	日本共産党	山下かい

※NHKにおける経歴放送の日時（放送順序は政見放送と同一順序）

- ・テレビ（総合） 4月3日（水） 11:54～11:56
- ・ラジオ（第1） 3月26日（火） 11:55～11:57
- 3月29日（金） 18:50～18:52
- 4月3日（水） 18:50～18:52

### 2 個人演説会の会場及びその使用回数に関する調

#### (1) 使用できる会場の数

市町村名	法161条第1項第1号の学校の数	法161条第1項第1号の公民館の数	法161条第1項第2号の公会堂の数	法第161条第1項第3号の市区町村の選管の指定した施設の数						合計
				社寺	農業協同組合	商工会議所	その他公共施設(体育館等)	その他	計	
大分市	81	13	4							98
別府市	60	7	2				2		2	71
中津市	49	25	2				4		4	80
日田市	30	23	1				6		6	60
佐伯市	46	41	2				3		3	92
臼杵市	18	1	2							21
津久見市	9	19	2				1		1	31
竹田市	24	18	1				1		1	44
豊後高田市	17	14								31
杵築市	13	11						5	5	29
宇佐市	44	28	2				6		6	80
豊後大野市	18	7	2							27
由布市	14	5	1				2		2	22
国東市	17	16	2					10	10	45
市計	440	228	23	0	0	0	25	15	40	731
姫島村	2	1								3
日出町	11	6								17
九重町	7	4	1							12
玖珠町	14	4	1							19
町村計	34	15	2	0	0	0	0	0	0	51
県計	474	243	25	0	0	0	25	15	40	782

## (2) 会場使用回数（知事選挙）

市町村名	施設の使用回数						合計	
	法161条第1項 第1号の学校及び公民館		法161条第1項第2号の公会堂		法第161条第1項 第3号の市区町村選管の 指定した施設			
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担
大分市	2						2	
別府市	1						1	
中津市			1				1	
日田市	1		1				2	
佐伯市					1		1	
臼杵市			1				1	
津久見市					1		1	
竹田市			1				1	
豊後高田市	1						1	
杵築市								
宇佐市			1				1	
豊後大野市			1				1	
由布市	1						1	
国東市								
市計	6	0	6	0	2	0	14	0
姫島村								
日出町	1						1	
九重町								
玖珠町			1				1	
町村計	1	0	1	0	0	0	2	0
県計	7	0	7	0	2	0	16	0

## (3) 会場使用回数（県議会議員選挙）

市町村名	施設の使用回数						合計	
	法161条第1項 第1号の学校及び公民館		法161条第1項第2号の公会堂		法第161条第1項 第3号の市区町村選管の 指定した施設			
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担
大分市	13		4				17	
別府市	1						1	
中津市	21		1		1		23	
日田市								
佐伯市					1		1	
臼杵市								
津久見市								
竹田市								
豊後高田市								
杵築市								
宇佐市								
豊後大野市								
由布市								
国東市								
市計	35	0	5	0	2	0	42	0
姫島村								
日出町								
九重町								
玖珠町								
町村計	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	35	0	5	0	2	0	42	0

### 3 ポスター掲示場に関する調

#### (1) 掲示場設置数

市町村名	1千人未満				1千人～5千人			5千人～1万人		1万人以上		合計
	2km <sup>2</sup> 未満	2km <sup>2</sup> ～4km <sup>2</sup>	4km <sup>2</sup> ～8km <sup>2</sup>	8km <sup>2</sup> 以上	4km <sup>2</sup> 未満	4km <sup>2</sup> ～8km <sup>2</sup>	8km <sup>2</sup> 以上	4km <sup>2</sup> 未満	4km <sup>2</sup> 以上	4km <sup>2</sup> 未満	4km <sup>2</sup> 以上	
大分市	18	26	49	56	135	61	44	213	92	8		702
別府市	22	17	14	12	207	11	22	40				345
中津市	5	3	9	126	60	19	43					265
日田市		20	21	116	63	10	69					299
佐伯市	24	36	49	85	58	32	47					331
臼杵市	12		17	69	30	16	49					193
津久見市	16	13	8		25	22	29					113
竹田市	5			88	7	8	54					162
豊後高田市	5		7	72	16	22	18					140
杵築市			14	56	21		54					145
宇佐市		3	17	69	15	49	91					244
豊後大野市			6	109		8	95		16			234
由布市	4	13	18	57	12	32	38					174
国東市			55			97						152
市計	111	131	284	915	649	387	653	253	108	8	0	3,499
姫島村		6			7							13
日出町		10	10		48	19	22					109
九重町				48		36						84
玖珠町		2	10	46		7	32					97
町村計	0	18	20	94	55	62	54					303
県計	111	149	304	1,009	704	449	707	253	108	8	0	3,802

#### (2) 形態による区分

市町村名	恒久的掲示場			木造掲示場		合計
	既設のものを再使用した掲示場	レンタル資材を使用した掲示場	新設した掲示場	既設のものを再使用した掲示場	新設した掲示場	
大分市					702	702
別府市					345	345
中津市			265			265
日田市					299	299
佐伯市			331			331
臼杵市					193	193
津久見市					113	113
竹田市			162			162
豊後高田市			140			140
杵築市				145		145
宇佐市			244			244
豊後大野市			234			234
由布市					174	174
国東市			152			152
市計	0	1,528	0	145	1,826	3,499
姫島村					13	13
日出町		109				109
九重町	50	34				84
玖珠町					97	97
町村計	50	143	0	0	110	303
県計	50	1,671	0	145	1,936	3,802

#### 4 選挙公報に関する調

	候補者数	公報掲載 申請期限	掲載申請 をした 候補者数	印刷 部数	配布すべき 世帯数	印刷から配布までの所要日数			印刷所名	公報1部当 たり印刷費 (用紙代を含む) (円)	公報の規格 及び頁数
						印刷に 要した 日数	各世帯に配 布を完了す るまでに要 した日数	計			
知事	3	3/22	3	569,250	535,794	2	15	17	(株)エポックアート	5.60	タブロイド版4頁
県議会 議員	55	3/29	55	437,200	434,491	2	8	10	(有)大分合同新聞社	7.97 10.85	タブロイド版2頁 ブランケット版4頁

#### 5 新聞広告に関する調

	新聞名	広告をした候補者数	広告延回数	広告料金(1人1回分)
知事	大分合同新聞	3	5	441,936
	朝日新聞	2	2	97,256
	毎日新聞	1	1	69,032
	西日本新聞	2	2	77,155
	読売新聞	2	2	99,014
県議会議員	大分合同新聞	6	8	162,000
	今日新聞	3	4	54,000
	読売新聞	1	1	49,507

#### 6 選挙運動に関する支出金額の制限額調

選挙の別	選挙区	支出制限額(円)
知事	-	31,014,000
県議会議員	大分市	6,432,700
	別府市	5,525,100
	中津市	5,813,100
	日田市	5,428,600
	佐伯市	5,614,600
	臼杵市	5,285,700
	津久見市	5,199,600
	竹田市	5,496,100
	豊後高田市	5,503,900
	杵築市	5,993,000
	宇佐市	5,218,800
	豊後大野市	5,201,200
	由布市	5,106,400
	国東市・姫島村	6,101,500
	日出町	5,865,000
九重町・玖珠町	5,673,300	

## 7 選挙運動用自動車の使用の公営に関する調

### (1) 知事選挙

事項	契約の種類 一般運送契約によるもの(ア)	(ア)以外の契約によるもの				合計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)
		自動車の借入 (イ)	燃料供給 (ウ)	運転者の雇用 (エ)	計 (イ)+(ウ)+(エ)	
契約した候補者数	-	2	2	1	-	-
延べ使用(従事)日数	-	34	-	17	-	-
契約金額の総額(円)	-	384,600	90,722	170,000	645,322	645,322
限度額の総額(円)	-	537,200	257,040	212,500	1,006,740	1,006,740
請求額の総額(円)	-	384,600	90,722	170,000	645,322	645,322

### (2) 県議会議員選挙

事項	契約の種類 一般運送契約によるもの(ア)	(ア)以外の契約によるもの				合計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)
		自動車の借入 (イ)	燃料供給 (ウ)	運転者の雇用 (エ)	計 (イ)+(ウ)+(エ)	
契約した候補者数	2	46	46	36	-	-
延べ使用(従事)日数	18	335	-	223	-	-
契約金額の総額(円)	1,161,000	4,414,477	856,539	3,042,500	8,313,516	9,474,516
限度額の総額(円)	1,161,000	5,656,400	2,948,400	3,150,000	11,754,800	12,915,800
請求額の総額(円)	1,161,000	4,121,677	853,077	2,742,500	7,717,254	8,878,254

## 8 ポスター作成の公営に関する調

### (1) 知事選挙

候補者数(人)	契約金額の総額(円)	限度額の総額(円)	請求額の総額(円)	平均単価(円)
2	2,010,180	2,661,400	2,010,180	172

### (2) 県議会議員選挙

候補者数(人)	契約金額の総額(円)	限度額の総額(円)	請求額の総額(円)	平均単価(円)
52	25,446,780	42,189,116	25,398,830	854

## 9 選挙運動用ビラの作成の公営に関する調

### (1) 知事選挙

1種類のみ作成した		2種類を作成した		契約金額の総額 (円)	限度額の総額 (円)	請求額の総額 (円)	平均単価 (円)
候補者数	枚数	候補者数	枚数				
1	130,000	0	0	702,000	777,400	702,000	6.00

### (2) 県議会議員選挙

1種類のみ作成した		2種類を作成した		契約金額の総額 (円)	限度額の総額 (円)	請求額の総額 (円)	平均単価 (円)
候補者数	枚数	候補者数	枚数				
39	554,000	4	58,000	5,064,412	4,881,500	4,652,308	8.00

## 七 政党その他の政治団体の政治活動に関する調

### 1 政治活動用ポスター検印又は証紙交付枚数等に関する調

	確認書を交付した政治団体名				ポスターの証紙交付又は検印数	ビラの種類	届出機関紙（誌）	
	政党名又は政治団体名	代表者名	団体の事務所の所在地	所属候補者氏名又は人数			新聞紙名	雑誌名
知事	日本共産党	日本共産党 大分県委員会 委員長 林田澄孝	大分県大分市中津留 1丁目2番8号	山下 魁	1,500	1	しんぶん赤旗	前衛
	21世紀の 大分を 創る会	高山泰四郎	大分県大分市王子港町 1番10号	広瀬 勝貞				
県議	自由民主党	自由民主党大分県 支部連合会 会長 阿部英仁	大分県大分市舞鶴町 1丁目3番28号 ネクスト舞鶴ビル3階	19			自由民主	りふる
	公明党	公明党大分県本部 代表 河野成司	大分県大分市舞鶴町1丁目 3番30号STビル3F	3			公明新聞	公明グラフ

### 2 政談演説会の開催回数等に関する調

該当なし

## 八 管理執行事務

### 1 選挙管理委員会

委員長 一木俊廣  
 委員 大津留源  
 委員 矢野利幸  
 委員 秦喜美恵

### 2 事務分掌表

事務の区分	主任	副主任
総括	塩月書記長 柳井振興監	
庶務、人事、経理に関すること	企画管理班	加木主幹
法令解釈、企画、指導に関すること 投・開票速報に関すること 市町村執行経費に関すること 選挙運動費用収支報告書に関すること	加木主幹	廣末主幹 清家主事
選挙の管理執行手続きに関すること 選挙運動、政治活動に関すること 氏名等掲示に関すること 投票用紙・物資の作成・配付に関すること	廣末主幹	加木主幹 清家主事
立候補届出に関すること 選挙会に関すること 選挙公営に関すること 期日前投票、不在者投票に関すること 立候補届出関係各種用紙、公営物資等の作成に関すること 予算に関すること	木付主査	廣末主幹
投・開票速報に関すること 選挙人名簿に関すること 議案・告示に関すること 各種報告に関すること 選挙の記録に関すること	清家主事	加木主幹 廣末主査
選挙公報に関すること	行政班	廣末主幹 木付主査
政見放送に関すること	財政班	加木主幹
選挙啓発（標語、新聞広告、テレビ等CM）に関すること	企画管理班	廣末主幹
選挙啓発（広告塔、立看板、チラシ、パネル、広報車）に関すること	財政班	木付主査
選挙啓発（街頭啓発、啓発物品、横断幕）に関すること	税政班	清家主事

### 3 大分県知事選挙における政見放送及び経歴放送の実施に関する協議事項

協議事項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (OAB)
1 立候補予定者等説明会 日時…2月28日(木)14:30～ (政見放送については15:40～) 場所…県庁舎本館2階 正庁ホール	(出席者) 放送部制作副部長 山口 健一郎 技術部番組技術副部長 桑田 孝一 企画編成部 山田 航	(出席者) 報道部長 関 喜邦	(出席者) 報道部副部長 房前 啓一郎	(出席者) 報道制作局長兼報道部長 伊藤 信哉
2 政見放送の申込みに関する事項 (1)公示前の申込受付の日時、場所等	・期間 3月14日～3月20日 (但し3月17日を除く) ・時間 10:00～16:00 (但し3月16日は10:00～12:00) ・場所 大分市高砂町2-36 NHK 大分放送局 ・Tel: 097-533-2801 ・担当者: 山田 航	・期間 3月13日～3月20日 (但し3月16日及び17日を除く) ・時間 9:00～17:00 ・場所 大分市今津留3-1-1 OBS 報道部 ・Tel: 097-553-2525 ・担当者: 関 喜邦	・期間 3月12日～3月20日 (但し3月16日及び17日を除く) ・時間 10:00～16:00 ・場所 大分市春日浦843-25 TOS 報道部 ・Tel: 097-537-5521 ・担当者: 房前 啓一郎	・期間 3月13日～3月20日 (但し3月16日及び17日を除く) ・時間 10:00～16:00 ・場所 大分市新川西12 OAB 報道部 ・Tel: 097-538-8855 ・担当者: 伊藤 信哉
(2)告示日の申込受付の時間、場所	3月21日(木)8:30～17:00 場所: 県庁舎本館2階正庁ホール ・連絡先 Tel: 097-533-2801 ・担当者氏名: 山口 健一郎 山田 航	3月21日(木)8:30～17:00 場所: 県庁舎本館2階正庁ホール ・連絡先 Tel: 097-553-2525 ・担当者氏名: 関 喜邦	3月21日(木)8:30～17:00 場所: 県庁舎本館2階正庁ホール ・連絡先 Tel: 097-537-5521 ・担当者氏名: 房前 啓一郎	3月21日(木)8:30～17:00 場所: 県庁舎本館2階正庁ホール ・連絡先 Tel: 097-538-8855 ・担当者氏名: 伊藤 信哉
(3)告示前の申込みにおける留意点 (提出書類等)	1 政見放送申込書(通称使用申請をするときは、その通称を記載) (実規5⑦) 2 供託証明書(提示のみ) 3 所属党派証明書(提示のみ) 4 経歴書(提出期限…政見放送申込期日まで) 5 写真3枚(たて4cm×よこ3cm、カラー)…NHKのみ 6 印鑑(候補者のもので認印で可)を持参 ※提示された書類を確認のうえ、複写又は証明書番号等を記載して保管すること。通称を使用する場合は、通称使用申請を必ず行う旨の確約書を提出させること。			
(4)申込期限経過後の通知	☆政見放送申込期限終了後直ちに県選管に決定した放送の予定の日時及び政見放送の申込みをした候補者を通知すること。(実規12①)			
3 政見の録音または録画の実施に関する事項 (1)録音または録画の日時及び場所	・日時 時間 月日 3/13 3/14 3/15 3/16 3/17 3/18 3/19 3/20 3/21 場所: NHK大分放送局 スタジオホール キャンパス	・日時 時間 月日 3/13 3/14 3/15 3/16 3/17 3/18 3/19 3/20 3/21 場所: OBS Aスタジオ	・日時 時間 月日 3/13 3/14 3/15 3/16 3/17 3/18 3/19 3/20 3/21 場所: TOSスタジオ	・日時 時間 月日 3/13 3/14 3/15 3/16 3/17 3/18 3/19 3/20 3/21 場所: OABスタジオ



協議事項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (OAB)
(2)政見放送収録予定書及び交付時期	「政見放送録画 (録音) 日時決定票」 ・交付時期…申込みの際	「政見放送収録予定書」 ・交付時期…申込みの際	「政見放送収録予定書」 ・交付時期…申込みの際	「政見放送収録予定書」 ・交付時期…申込みの際
(3)録音、録画の時間等 ①候補者1人当たりに要する総時間	1時間	1時間	1時間	1時間
②候補者との打ち合わせ事項	・録音、録画の要領 ・留意点等	・録音、録画の要領 ・留意点等	・録音、録画の要領 ・留意点等	・録音、録画の要領 ・留意点等
③化粧	原則として行う	原則として行う	原則として行う	原則として行う
④リハーサル	原則として1回	原則として1回	原則として1回	原則として1回
⑤本番	1回 同時	1回 同時	1回	1回
(4)録音、録画をテレビ、ラジオ別にするかどうか	同時	同時		
(5)放送中の氏名等の表示方法及び表示事項	・表示事項 大分県知事候補 党派名 氏名又は通称 氏名又は通称 規格 縦150mm×横500mm ・プレートの色…藍 ・字色……………白 ・カメラ ・ズームアップ 0回 2.5m ・カメラ位置 2.5m ・テールバックロス ブルー ・背景 なし ・装飾	・表示事項 大分県知事候補 党派名 氏名又は通称 氏名又は通称 規格 縦150mm×横450mm ・プレートの色…青 ・字色……………白 ・カメラ ・ズームアップ 0回 2～3m ・カメラ位置 2～3m ・テールバックロス ベージュ ・背景 なし ・装飾	・表示事項 大分県知事候補 党派名 氏名又は通称 氏名又は通称 規格 縦150mm×横500mm ・プレートの色…グレー ・字色……………白 ・カメラ ・ズームアップ 0回 3～4m ・カメラ位置 模様 ・テールバックロス グレー ・背景 なし ・装飾	・表示事項 大分県知事候補 党派名 氏名又は通称 氏名又は通称 規格 縦150mm×横500mm ・プレートの色…グレー ・字色……………白 ・カメラ ・ズームアップ 0回 3m ・カメラ位置 なし ・テールバックロス 白 ・背景 なし ・装飾
(6)録画に用いるカメラの台数、位置、カメラワーク、照明、背景、装飾等	可	可	可	可
(7)手話通訳を付した政見放送 ※追加項目	可	可	可	可
4 経歴放送 (経歴の紹介) に関する事項 (1)経歴放送の方法、放送中の氏名等の表示方法及び表示事項 (テレビ)	※単独経歴放送 ・放送順序 (政見放送と同順序) あり ※政見放送時経歴放送 ・表示方法 テロップ ・表示事項 党派名、氏名、ふりがな ・放送方法 経歴を30秒以内でアナウンス ・写真使用の有無 あり	※政見放送時経歴放送 ・表示方法 テロップ ・表示事項 党派名、氏名、ふりがな ・放送方法 経歴を30秒以内でアナウンス ・写真使用の有無 なし	※政見放送時経歴放送 ・表示方法 テロップ ・表示事項 党派名、氏名、ふりがな ・放送方法 経歴を30秒以内でアナウンス ・写真使用の有無 なし	※政見放送時経歴放送 ・表示方法 テロップ ・表示事項 党派名、氏名、ふりがな ・放送方法 経歴を30秒以内でアナウンス ・写真使用の有無 なし
(2)ラジオ放送による経歴紹介の方法等 (NHK、OBS)	候補者より提出された経歴書により経歴をアナウンス	候補者より提出された経歴書により経歴をアナウンス		

協議事項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (OAB)
(3)政見放送を行わない候補者の場合 ①テレビの場合の経歴放送 ②ラジオの場合の経歴の紹介	政見放送の最後の候補者が終わったあとに放送するものとし、該当者が2人以上の場合はいくじで定める。	政見放送の最後の候補者が終わったあとに放送するものとし、該当者が2人以上の場合はいくじで定める。	政見放送の最後の候補者が終わったあとに放送するものとし、該当者が2人以上の場合はいくじで定める。	政見放送の最後の候補者が終わったあとに放送するものとし、該当者が2人以上の場合はいくじで定める。
5 放送予定の日時の決定に関する事項 (1)放送の日時(時間帯)及び一括放送するかどうか	※政見放送 ・テレビ(未定) ・ラジオ(未定)	※政見放送 ・テレビ(未定) ・ラジオ(未定)	※政見放送 ・テレビ(未定)	※政見放送 ・テレビ(未定)
5(1)のつづき(経歴放送)	・テレビ(未定) ・ラジオ(未定)			
6 放送に関する事項 (1)録音または録画の終了後、当該候補者の所属党派に変更があった場合の措置	当該候補者の放送の直前にその旨を放送する。	当該候補者の放送の直前にその旨を放送する。	当該候補者の放送の直前にその旨を放送する。	当該候補者の放送の直前にその旨を放送する。
(2)放送時間の余りの時間の利用	・テレビ ファイラー ラジオ 音楽等	・テレビ PRファイラー又は選挙啓発の告知 ・ラジオ 選挙啓発の告知	選挙啓発の告知	PRファイラー又は選挙啓発の告知
(3)放送に著しい支障を生じたことにより、改めて放送する場合	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照
7 その他 (1)死亡、立候補の辞退とみなされる場合の処置 (2)補充立候補者の取扱い (3)モニターの設定 (4)放送後の措置 (5)候補者が予定数を上回った場合の時間帯	(1)原則としてカット (2)県選管と協議 (3)技術モニターあり (4)録音・録画テープを当選の告示の日から14日間保管した後、県選管へ送付する。 (5)同枠で処理	(1)原則としてカット (2)県選管と協議 (3)技術モニターあり (4)録音・録画テープを当選の告示の日から14日間保管した後、県選管へ送付する。 (5)同枠で処理	(1)原則としてカット (2)県選管と協議 (3)技術モニターあり (4)録音・録画テープを当選の告示の日から14日間保管した後、県選管へ送付する。 (5)同枠で処理	(1)原則としてカット (2)県選管と協議 (3)技術モニターあり (4)録音・録画テープを当選の告示の日から14日間保管した後、県選管へ送付する。 (5)同枠で処理

(別紙)

「放送に著しい支障を生じたことにより、改めて放送する場合」について

1 再放送する場合

- ・政見放送及び経歴放送実施規程第15条(抄)

候補者の政見放送を行う場合において、放送設備の事故により当該候補者の放送に著しい支障を生じたときは、日本放送協会又は一般放送事業者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会と協議の上、あらためて当該候補者の政見放送を行うことができる。

- ・趣 旨 放送設備の事故により特定の候補者が不利益を受けた場合の救済
- ・「放送設備の事故」 機械的故障、技術的故障、人為的故障、設備に入力している商業電源の停電による機械の停止等
- ・処 置 事態が起こった時点で放送局と県選管とで協議

2 中止する場合

- ・公職選挙法第151条の2第3項

天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により、政見放送又は経歴放送が不能となった場合においては、これに代わるべき政見放送又は経歴放送は行わない。

(注)「協議事項」中、関係法規に関する略語は次による。

- ・「法」……………公職選挙法
- ・「令」……………公職選挙法施行令
- ・「実規」……………政見放送及び経歴放送実施規程
- ・「留意事項」…政見放送実施上の留意事項(平成13年6月、総務省選挙部)

(例)

実規5⑦：政見放送及び経歴放送実施規程第5条第7項

## 4 速報本部体制

### (1) 速報本部体制

平成31年4月7日執行の大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙における投・開票速報の受理、集計、発表等を行うため、大分県選挙管理委員会に大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙速報本部を設け、その組織等を次のとおり定める。

総括責任者 塩月裕士  
総括責任者補佐 加木大昌

### 1. 受信係

- (1) 市町村からのファクシミリによる速報受信にあたる。
- (2) 市町村からファクシミリで送られてくる速報用紙を受け取り、不明瞭な部分がないことを確認したうえで、検算係へ回付する。このうち、大分県知事選挙（以下「知事選」という。）及び大分県議会議員選挙（以下「県議選」という。）の開票結果（確定）については、複写係に回付する。  
定時になっても速報がない場合は、担当する市町村に電話を入れ、状況確認を行う。  
また、送られてきた速報用紙が不明瞭であるときは、再送付の旨連絡を行う。
- (3) 何度督促しても速報が来ない場合や、受信表に不備がある場合は、調整係へ回付する。

### 2. 検算係

- (1) 受信係（開票結果（確定）については、複写係）から回付された速報用紙を検算し、速報受信の有無をチェックしたうえで速報用紙を速報の種類及び選挙ごとに分類し、電算係へ回付する。
- (2) 速報用紙に不備がある場合は、調整係へ回付する。

### 3. 電算係（第一係、第二係）

- (1) 検算係から回付された速報用紙をパソコンにより集計し、速報用紙と集計結果をパソコンの画面上で照合する。
- (2) 集計結果を印刷し、電子データはフロッピーに保存し、併せて調整係に回付する。
- (3) 第一係は、中間投票状況、選挙当日有権者数及び知事選の開票結果の集計を行う。  
第二係は、知事選及び県議選の投票結果並びに県議選の開票結果の集計を行う。  
中間投票班は、中間投票状況（知事選のみ）の集計を行う。  
当日有権班は、選挙当日有権者数の集計を行う。  
知事開票班は、知事選の開票結果の集計を行う。  
知事投票班は、知事選の投票結果の集計を行う。  
県議投票班は、県議選の投票結果の集計を行う。  
県議開票班は、県議選の開票結果の集計を行う。

### 4. 調整係

- (1) 関係機関との連絡調整を行う。
- (2) 集計結果の最終チェックを行い、発表用原稿を作成し、総括責任者の確認を受けた後、集計結果と発表用原稿を複写係へ回付する。

### 5. 複写係

- (1) 調整係から回付された発表用原稿及び集計結果を所定部数複写して、連絡係へ回付する。（原本は電算係へ回付する。）

- (2) 受信係から回付された開票結果（確定）の速報用紙を所定部数複写し、総括責任者の確認を受けた後、連絡係へ回付する。（原本は検算係へ回付する。）

## 6. メール・HP係

- (1) 報道各社へ投・開票結果の速報をEメールにより送信する。
- (2) 振興局へ投・開票結果の速報をEメールにより送信する（発表後）。
- (3) 総務省へ投・開票結果の速報をEメールにより送信する。
- (4) 中間投票状況をHPに掲載する。

## 7. 連絡係

- (1) 複写係から回付された発表用原稿を発表係に回付する。
- (2) 発表会場において発表係の指示により集計結果を記者等へ配付する。
- (3) 集計結果を外部からの照会用に市町村振興課内へ備え付け、併せて庁内関係所属に集計結果を投げ込む。
- (4) 集計結果を速報本部内各係に配付する。
- (5) 複写係から回付された開票結果（確定）のコピーを、発表会場の報道各社トレイに入れる。

## 8. 発表係

連絡係から回付された発表用原稿に記載された集計結果を発表会場において発表する。

## 9. 庶務係

本部の庶務に従事する。

## 10. その他

- (1) 担当の事務が終了した場合は、係の責任者の指示に従い他の係を補助する。
- (2) 市町村振興課内に待機している者は、外部からの速報数値等の照会に対し、簡単な内容の照会については、市町村振興課備え付けの集計結果により回答する。
- (3) 各機器等のサポート体制については以下のとおり。
  - ・コピー機（複写係）……………（18：00～速報終了）
  - ・プリンタ（電算係）……………（18：00～速報終了）
  - ・FAX（受信係）……………（18：00～速報終了）
  - ・集計システム（電算係）……………（9：00～速報終了）

(2) 投・開票速報要領

平成31年4月7日執行 大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙  
市町村選挙管理委員会から大分県選挙管理委員会への速報実施要領（報告一覧表）

項目	報告月日	時刻	方法	FAX様式	県→マスコミへの発表時刻	留意点
期日前投票者状況 (知事選及び県議選を集計)	① 4月3日(水)	9:30まで	FAX	1-1表	11:15 (知事選のみ)	4月2日までの総計
	② 4月6日(土)	9:30まで	FAX	1-2表	11:15 (知事選のみ)	4月5日までの総計
	③ 4月7日(日)	9:30まで	FAX	1-3表	12:15 (知事選のみ)	4月6日までの総計 (期日前投票者数の確定)
選挙当日有権者概数	4月6日(土)	13:00まで	FAX	2表	15:30	
中間投票状況 (選定投票所の知事選分を集計)	4月7日(日)	①「9:00現在時」 ②「11:00現在時」 ③「13:00現在時」 ④「15:00現在時」 ⑤「17:00現在時」 ⑥「20:00現在時」	FAX *「〇〇:〇〇現在時」の 10分前を目標に、FAX 送信	3表	① 9:20 ② 11:20 ③ 13:20 ④ 15:20 ⑤ 17:20 ⑥ 20:20	*投票所閉鎖時刻を繰り上げた場合でも、 各時刻に必ず報告し、⑥「20:00現在 在」にのみ、当該選定投票所分の期日前 投票者数及び不在者投票者数を算入 *県選管HPに掲載する
選挙当日有権者数	〃	集計後直ちに 遅くとも21時40分まで	FAX	4表	22:00頃	
投票結果	〃	集計後直ちに 遅くとも21時40分まで	FAX	5表(知事選) 6表(県議選)	22:00頃	
知事選の中間開票状況	〃	市:「21:30現在時」を1 回目とし確定するまで 30分ごと 町村:「21:30現在時」の1 回のみ	FAX *「〇〇:〇〇現在時」の 5分前を目標に	7表	21:50から 30分ごと	7表の「中間」に○印を付す
県議選の中間開票状況	〃	市:「22:30現在時」を1 回目とし確定するまで 30分ごと 町村:「22:30現在時」の1 回のみ	FAX *「〇〇:〇〇現在時」の 5分前を目標に	8表	22:50から 30分ごと	8表の「中間」に○印を付す
知事選の開票確定	〃	確定後直ちに	FAX	7表	個票は総括責任 者確認後直ちに	7表の「確定」に○印を付す
県議選の開票確定	〃	確定後直ちに	FAX	8表	個票は総括責任 者確認後直ちに	8表の「確定」に○印を付す

## 速報報告の留意点

### ●投票結果

集計トラブル等により、21:40までに正確な報告ができない場合は、まずTELで県選管・加木に報告し、とりあえず判明している数字を速報用紙に書いて、余白に「概数」と大きく書いて、必ず21:40までにFAX送信すること。投票結果確定後は、FAXで速やかに報告するとともに速報本部調整係（加木、廣末、木付、清家のいずれか）に電話連絡すること。

### ●報告後の訂正

県に報告した後に、数値の誤りに気が付いた場合は、即、TELで速報本部調整係に報告し、訂正のFAX送信（訂正箇所を見え消し訂正し、余白に「訂正」と大きく書く）を行い、県選管の点検を受け、県選管から点検OKのTELを受けるまで待機すること。

### ●按分がある場合のFAX

- ・按分による小数点以下は、小数第4位を切り捨て、小数第3位までの数字となる。
- ・手書きする際、3桁の区分を示す「,」（カンマ）と小数点を示す「.」（ピリオド）を明確に書くこと。
- ・また、開票所で、報道機関等に「紙」発表する場合も、3桁の区分を示す「,」（カンマ）と小数点を示す「.」（ピリオド）を明確に書くこと。

### ○市町村選管の報道機関等発表について

報道機関等に対する発表は、県選管への報告後に行うこと。

### ○開票が終了後の待機について

開票が終了し、確定のFAX報告の後、1時間は待機すること。但し、選管職員と速報担当者は、その後も至急の連絡がとれるようにすること。

### ○引き続き証明書を提示し、又は引き続き確認を受けて投票した者について

- ①（1-1表～1-3表）期日前投票者状況速報について  
引き続き証明書を提示をし、又は引き続き確認を受けて投票した者は、「期日前投票者数（B欄）」中に計上してください。
- ②（3表）中間投票状況速報について  
引き続き証明書を提示し、又は引き続き確認を受けて投票した者は、「投票者数（B欄）」中に計上しないでください。





H31大分県知事選挙・大分県議会議員選挙 速報本部事務分担表

総括責任者 塩月裕士  
 総括責任者補佐 加木大昌

投票日午前8時30分から午後8時まで

係名	人数	係員
受信係	2	鞍井 後藤(由) (加木)
検算係	2	◎中村 市瀬
電算第一係		
中間投票班	3	◎安東 村上 小守(19:00~20:30)
当日有権班 (午後6時~)	2	◎矢野(佳) 麻生
複写係	2	◎山崎 福井
連絡係	1	仙川
調整係	2	◎加木 木付
メール係	1	清家
発表係	1	柳井
市町村振興課待機	2	廣末 三嶋
合計	18	

※◎は各係の責任者

投票日午後7時から

係名	人数	係員
受信係	2	◎小野 赤峰
検算係	5	◎安田 三嶋 矢野(祐) 【後藤(亮)】 小守(20:30~)
電算第一係		
知事開票班	2	◎稲垣 吉永
電算第二係		
知事投票班	2	◎山崎 中村
県議投票班	2	◎仙川 【本多】
県議開票班	2	◎【阿部】 河野(賢)
複写係	4	◎白井 和田 河野(勇) 福井
連絡係	2	◎上原 池田
調整係	4	◎加木 廣末 木付 清家
メール係	1	◎【高橋】
発表係	1	柳井
市町村振興課待機	2	関 森下
合計	29	

※【】は他所属からの応援職員



平成31年4月7日執行 大分県知事選挙 開票見込表

県選管の集計発表計画		大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市	津久見市	竹田市	田豊後市高	杵築市	宇佐市	野豊後市大	由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町	
発表現在時	発表時刻																			
21:30	21:50	○	○	○	○	○	○	21:30	○	○	○	21:30	○	○	○	21:00	21:30	21:10	20:50	
22:00	22:20	○	○	○	○	○	22:00		22:00	22:00	22:00		22:00	○	21:45					
22:30	22:50	○	22:30	○	○	○								22:30						
23:00	23:20	○		○	○	22:40														
23:30	23:50	○		23:10	○															
0:00	0:20	○			23:40															
0:30	0:50																			
1:00	1:20																			
1:30	1:50																			

※時刻は確定見込み。

平成31年4月7日執行 大分県議会議員選挙 開票見込表

県選管の集計発表計画		大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市	津久見市	竹田市	田豊後市高	杵築市	宇佐市	野豊後市大	由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町	
発表現在時	発表時刻																			
22:30	22:50	○	○	○	○	○	22:30	22:00	22:30	22:30	22:10	22:30	22:30	○	22:15	21:00	22:00	22:00	21:05	
23:00	23:20	○	○	○	○	22:50								22:50						
23:30	23:50	○	○	23:30	○															
0:00	0:20	○	23:40		23:45															
0:30	0:50	○																		
1:00	1:20																			
1:30	1:50																			

※時刻は確定見込み。

# 5 時間別推定投票率に関する調

市：各3箇所、42投票所 町村：各1箇所、4投票所 計46投票所の抽出調査 (単位：%)

時刻	9:00			11:00			13:00			15:00			17:00			20:00		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
大分市	3.46	2.01	2.68	12.07	10.27	11.11	18.53	16.86	17.63	23.48	21.87	22.62	28.24	26.91	27.52	45.02	46.82	45.99
別府市	3.83	2.66	3.18	12.00	10.11	10.94	18.11	16.05	16.96	22.05	19.93	20.87	26.07	24.13	24.99	48.78	52.30	50.75
中津市	4.43	3.29	3.84	12.66	11.68	12.16	17.27	16.84	17.05	20.89	21.48	21.20	23.76	24.75	24.27	42.93	47.58	45.33
日田市	5.37	4.10	4.69	16.58	14.21	15.31	23.03	21.36	22.13	27.34	26.07	26.66	30.63	29.91	30.24	47.13	46.54	46.81
佐伯市	5.23	2.97	4.01	17.22	15.11	16.08	24.80	23.61	24.15	29.31	28.47	28.85	33.39	32.75	33.04	58.88	61.70	60.41
臼杵市	3.27	2.19	2.69	11.71	9.37	10.44	17.75	15.85	16.73	21.64	20.37	20.96	24.87	24.07	24.44	38.43	40.03	39.29
津久見市	3.83	2.09	2.90	11.31	9.65	10.42	15.99	13.97	14.90	19.21	16.43	17.71	21.36	18.55	19.84	37.81	37.17	37.46
竹田市	3.13	2.30	2.68	9.18	8.12	8.60	12.55	11.48	11.97	15.36	14.20	14.73	17.62	16.33	16.92	39.47	38.76	39.08
豊後高田市	5.94	4.48	5.17	15.43	12.77	14.03	21.97	19.58	20.71	27.78	24.68	26.15	31.64	28.49	29.99	64.30	66.16	65.28
杵築市	7.44	4.90	6.13	19.47	16.93	18.16	26.62	24.38	25.46	31.39	28.85	30.08	35.75	33.05	34.35	57.51	59.39	58.48
宇佐市	4.12	2.41	3.21	12.26	9.72	10.92	17.82	15.91	16.81	21.00	19.16	20.03	23.51	22.32	22.89	40.02	38.99	39.48
豊後大野市	2.55	1.43	1.95	7.78	5.76	6.70	12.41	10.14	11.19	15.29	12.70	13.89	17.70	15.03	16.26	38.88	39.92	39.44
由布市	10.15	6.60	8.27	23.23	18.95	20.96	28.50	24.55	26.41	33.31	29.22	31.14	36.54	33.49	34.92	60.38	60.04	60.20
国東市	7.43	4.24	5.72	19.26	15.69	17.36	25.15	20.54	22.69	28.37	24.30	26.19	31.58	27.28	29.29	55.35	51.97	53.54
市計	4.59	2.97	3.72	13.51	11.33	12.34	19.29	17.27	18.20	23.25	21.27	22.19	26.62	24.84	25.67	46.97	48.08	47.56
姫島村	5.93	3.34	4.55	11.16	6.80	8.83	13.14	8.03	10.42	15.25	9.64	12.26	16.67	10.38	13.32	88.42	92.09	90.38
日出町	4.37	2.64	3.43	12.94	11.14	11.96	16.96	18.18	17.62	19.41	21.11	20.33	23.25	26.39	24.96	46.68	50.88	48.96
九重町	5.58	2.94	4.15	13.68	12.67	13.13	18.06	16.74	17.35	21.12	20.59	20.83	23.90	23.87	23.89	39.44	39.37	39.40
玖珠町	3.03	1.89	2.46	8.75	8.31	8.53	12.91	12.94	12.93	15.86	16.28	16.07	18.46	19.02	18.74	48.44	42.93	45.67
町計	4.52	2.63	3.52	11.20	9.60	10.36	14.90	13.78	14.31	17.60	16.77	17.16	20.21	19.68	19.93	54.88	54.80	54.84
県計	4.59	2.94	3.71	13.36	11.21	12.21	18.99	17.04	17.95	22.87	20.98	21.86	26.19	24.51	25.29	47.50	48.52	48.04

前回	4.87
差	-1.16

前回	16.08
差	-3.87

前回	23.79
差	-5.84

前回	29.12
差	-7.26

前回	33.63
差	-8.34

前回	59.23
差	-11.19

## 6 投票結果確定時刻

市町村名	今回知事選挙 (H31.4.7 執行)	前回知事選挙 (H27.4.12 執行)
大 分 市	21 : 35	21 : 30
別 府 市	21 : 45	21 : 00
中 津 市	21 : 18	20 : 50
日 田 市	20 : 45	20 : 33
佐 伯 市	20 : 17	20 : 05
臼 杵 市	19 : 30	19 : 30
津久見市	19 : 15	20 : 35
竹 田 市	19 : 15	19 : 50
豊後高田市	20 : 10	20 : 00
杵 築 市	20 : 30	20 : 10
宇 佐 市	20 : 00	20 : 00
豊後大野市	20 : 05	20 : 15
由 布 市	20 : 35	20 : 55
国 東 市	19 : 45	20 : 25
姫 島 村	18 : 30	18 : 26
日 出 町	19 : 38	20 : 25
九 重 町	19 : 20	19 : 40
玖 珠 町	20 : 00	20 : 00

## 7 開票結果確定時刻

市町村名	H31.4.7 執行		H27.4.12 執行	
	知 事 選 挙	県議会議員選挙	知 事 選 挙	県議会議員選挙
大 分 市	0 : 05	0 : 55	0 : 35	1 : 23
別 府 市	22 : 50	23 : 20	22 : 35	23 : 39
中 津 市	23 : 15	23 : 35	23 : 18	23 : 18
日 田 市	22 : 31	無投票	22 : 17	無投票
佐 伯 市	22 : 10	22 : 18	22 : 26	22 : 26
臼 杵 市	21 : 00	無投票	21 : 20	無投票
津久見市	21 : 00	無投票	22 : 03	無投票
竹 田 市	21 : 20	無投票	21 : 39	無投票
豊後高田市	21 : 35	22 : 05	22 : 10	22 : 35
杵 築 市	22 : 25	22 : 45	22 : 12	無投票
宇 佐 市	21 : 40	無投票	21 : 45	無投票
豊後大野市	21 : 40	無投票	22 : 06	22 : 30
由 布 市	22 : 12	22 : 00	22 : 35	22 : 37
国 東 市	21 : 25	21 : 40	21 : 40	22 : 10
姫 島 村	20 : 47	20 : 57	20 : 45	20 : 51
日 出 町	21 : 05	無投票	22 : 10	22 : 30
九 重 町	20 : 30	無投票	20 : 49	無投票
玖 珠 町	20 : 40	無投票	20 : 45	無投票

## 8 知事選挙開票進捗状況

発表 現在時	得票総数			候補者別得票数			開票率 (%)	確定市町村		
	確定	中間	計	山下 かい	広瀬 勝貞	首藤 よし子		市町村数	累計	市町村名
21:30	60,116	53,800	113,916	14,789	94,914	4,213	20.70	8	8	臼杵市、津久見市、竹田市、 国東市、姫島村、日出町、 九重町、玖珠町
22:00	103,456	84,200	187,656	25,940	154,618	7,098	41.58	3	11	豊後高田市、宇佐市、 豊後大野市
22:30	197,129	94,000	291,129	40,250	239,043	11,836	64.66	4	15	日田市、佐伯市、杵築市、 由布市
23:00	245,453	122,500	367,953	49,760	302,676	15,517	81.79	1	16	別府市
23:30	279,801	163,000	442,801	65,555	357,843	19,403	98.40	1	17	中津市
0:00	279,801	166,606	446,407	66,493	360,216	19,698	99.20	0	17	
0:05	446,449	0	446,449	66,502	360,246	19,701	100.00	1	18	大分市

注) 1. 開票率 = 得票数計 (※) / 確定投票者数 × 100

(※) 開票結果確定時のみ「有効投票数 (= 得票総数) + 無効投票数 + 持帰り・その他」

## 9 県議会議員選挙開票結果進捗状況

発表現在時 市町村	22:30	23:00	23:30	0:00	0:30	0:55	確定時刻
大分市	7.37	50.68	93.12	97.50	97.54	100.00	0:55
別府市	0.00	36.81	100.00				23:20
中津市	34.42	83.19	96.10	100.00			23:35
日田市	-	-	-	-	-	-	-
佐伯市	100.00						22:18
臼杵市	-	-	-	-	-	-	-
津久見市	-	-	-	-	-	-	-
竹田市	-	-	-	-	-	-	-
豊後高田市	100.00						22:05
杵築市	93.29	100.00					22:45
宇佐市	-	-	-	-	-	-	-
豊後大野市	-	-	-	-	-	-	-
由布市	100.00						22:00
国東市	100.00						21:40
姫島村	100.00						20:57
日出町	-	-	-	-	-	-	-
九重町	-	-	-	-	-	-	-
玖珠町	-	-	-	-	-	-	-

## 10 選挙管理委員会及び選挙長告示(写)

<h1>大分県報</h1>	平成三十一年 号 外 (九) 二月二十六日	( 火 曜 日 )
目 次		
選挙管理委員会告示		
大分県知事選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日……………	一	
大分県知事選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日時……………	一	
大分県議会議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日……………	一	
大分県議会議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日時……………	一	
○ 告 示		
大分県選挙管理委員会告示第十号		
平成三十一年四月七日執行予定の大分県知事選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。		
平成三十一年二月二十六日		
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣		
公職の候補者の立候補の届出があった日		
~~~~~		
大分県選挙管理委員会告示第十一号		
平成三十一年四月七日執行予定の大分県知事選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は、次のとおりである。		
平成三十一年二月二十六日		
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣		
一 被登録資格の決定の基準となる日		
平成三十一年三月二十日。ただし、年齢要件については、同年四月七日とする。		
二 登録を行う日		
平成三十一年三月二十日		

平成三十一年二月二十六日

大分県選挙管理委員会告示第十二号		
平成三十一年四月七日執行予定の大分県議会議員選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。		
平成三十一年二月二十六日		
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣		
公職の候補者の立候補の届出があった日		
~~~~~		
大分県選挙管理委員会告示第十三号		
平成三十一年四月七日執行予定の大分県議会議員選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は、次のとおりである。		
平成三十一年二月二十六日		
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣		
一 被登録資格の決定の基準となる日		
平成三十一年三月二十八日。ただし、年齢要件については、同年四月七日とする。		
二 登録を行う日		
平成三十一年三月二十八日		

大分県報号外（選挙委員会）

<h1>大分県報</h1>	平成三十一年 号 外 (七) 三月二十一日	( 木 曜 日 )
目 次		
選挙管理委員会告示		
大分県知事の任期満了による選挙の期日……………	一	
大分県知事選挙に用いる記号式投票用紙の規格及び刷色……………	一	
大分県知事選挙に用いる期日前投票用紙等の様式……………	一	
大分県知事選挙に用いる不在者投票用紙等に押すべき印……………	二	
大分県知事選挙に用いる不在者投票用紙等に押すべき印の押印の方法……………	二	
大分県知事選挙において期日前投票記載場所及び不在者投票記載場所に掲示する候補者氏名等の掲載順序を定めるくしを行う場所及び日時……………	二	
大分県知事選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができる被選挙権の最高額等……………	二	
大分県知事選挙における政治活動用ポスターの確認の方法……………	三	
大分県知事選挙における選挙運動用ヒラに貼る証紙の様式……………	三	
大分県知事選挙における選挙公報の掲載又は掲載の順序を定めるクシとを行う場所及び日時……………	三	
大分県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくしを行う場所及び日時……………	四	
大分県知事選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任……………	四	
大分県知事選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所……………	四	
大分県知事選挙における選挙会の場所及び日時……………	四	
○ 選挙管理委員会告示		
大分県選挙管理委員会告示第十六号		
大分県知事の任期満了による選挙の期日は、次のとおりである。		
平成三十一年三月二十一日		

平成三十一年三月二十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣		
平成三十一年四月七日		
~~~~~		
大分県選挙管理委員会告示第十七号		
平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙に用いる記号式投票用紙の規格及び刷色を次のとおり定めた。		
平成三十一年三月二十一日		
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣		
一 規格		
1 候補者が二人又は三人の場合		
縦 九センチメートル		
横 十三センチメートル		
2 候補者が四人又は五人の場合		
縦 九センチメートル		
横 十五・二センチメートル		
3 候補者が六人以上の場合		
縦 九センチメートル		
横 十五・二センチメートルに候補者が一人増すごとに一・八センチメートルを加える。		
二 刷色		
白地に黒色のインクで印刷する。		
~~~~~		
大分県選挙管理委員会告示第十八号		
平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙に用いる期日前投票用紙、不在者投票用紙及び記号式投票用紙の様式を次のとおり定めた。		
平成三十一年三月二十一日		
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣		

大分県報号外（選挙委員会）



平成三十一年四月七日執行  
大分県知事選挙投票

選挙印  
大分県選挙管理委員会  
大分県議員

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
二 候補でない者の氏名は、書かないこと。

氏名  
候補者

備考  
一 用紙は白色とし、黒色のインクで印刷する。  
二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。  
三 「大分県選挙管理委員会之印」は、明記のみとする。  
四 点字投票である旨の表示は、その旨を印刷しておく方法（ただし、印刷にかえて印章を押す方法によることもできる。）とする。  
五 点字投票用紙に表示する選挙の種類は、「おし」とする。

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第十九号**  
平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。  
平成三十一年三月二十一日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印  
二 仮投票用封筒 市（町）選挙管理委員会の印

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第二十号**

平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法を次のとおり定めた。  
平成三十一年三月二十一日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会の印の脚込み式

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第二十一号**  
平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙において、期日前投票記載場所及び不在者投票記載場所に掲示する候補者氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。  
平成三十一年三月二十一日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号  
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室  
二 日時 平成三十一年三月二十一日十七時二十分

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第二十二号**  
平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労働者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（公職選挙法（昭和二十五）年法律第百号）第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。  
平成三十一年三月二十一日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額

- 1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- 2 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- 3 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
- 4 宿泊料（食料二食分を含む。） 一夜につき一万二千円
- 5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千円
- 6 茶菓料 一日につき五百円

二 選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給することができる報酬の額

一 基本日額 一万円  
二 超過勤務手当 一日につき1の額の五割

三 選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給することができる実費弁償の額

- 1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ一の1、2及び3に掲げる額
- 2 宿泊料（食料を除く。） 一夜につき一万円

四 選挙運動に従事する者（公職選挙法第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額

- 1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円
- 2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上において選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千円
- 3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千円
- 4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第二十三号**  
平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙における政治活動用ボスタールの確認の方法を次のとおり定めた。  
平成三十一年三月二十一日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 確認の方法  
証紙を交付することにより行う。  
二 交付する証紙の様式

平成三十一年四月七日執行  
選挙活動管理委員会  
大分県選挙管理委員会  
大分県選挙管理委員会  
大分県選挙管理委員会  
大分県選挙管理委員会

備考  
一 「第区」には、衆議院（小選挙区選出）議員の大分県の選挙区の番号を記載し、「番号」には一連番号を記載するものとする。  
二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第二十四号**  
平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙における選挙運動用シラに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。  
平成三十一年三月二十一日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

行 選挙  
執 選挙ラ  
年 事 選挙  
分 事 選挙  
1 知 用 県  
3 県 動 番 分  
成 分 運 大  
平 大

備考  
一 「番号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。  
二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第二十五号**  
平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。  
平成三十一年三月二十一日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号  
大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室  
二 日時 平成三十一年三月二十二日十七時二十分

| <p><b>大分県選挙管理委員会告示第二十六号</b><br/>         平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めること及び場所及び日時は、次のとおりである。<br/>         平成三十一年三月二十一日<br/>         大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>一 場所 大分市大字町三丁目二番二号<br/>         大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会</p> <p>二 日時 平成三十一年三月二十一日十七時四十分</p>                                                                                                                                |                  |         |     |     |     |       |               |         |          |                  |         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------|-----|-----|-----|-------|---------------|---------|----------|------------------|---------|
| <p><b>大分県選挙管理委員会告示第二十七号</b><br/>         平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙における選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。<br/>         平成三十一年三月二十一日<br/>         大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>住 所</th> <th>氏 名</th> </tr> <tr> <td>選 挙 長</td> <td>日出市栄郷二丁目四番四八号</td> <td>一 木 俊 廣</td> </tr> <tr> <td>選挙長職務代理者</td> <td>大分市公園通り二丁目二〇番地の五</td> <td>堀 月 裕 士</td> </tr> </table> |                  |         | 区 分 | 住 所 | 氏 名 | 選 挙 長 | 日出市栄郷二丁目四番四八号 | 一 木 俊 廣 | 選挙長職務代理者 | 大分市公園通り二丁目二〇番地の五 | 堀 月 裕 士 |
| 区 分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 住 所              | 氏 名     |     |     |     |       |               |         |          |                  |         |
| 選 挙 長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 日出市栄郷二丁目四番四八号    | 一 木 俊 廣 |     |     |     |       |               |         |          |                  |         |
| 選挙長職務代理者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 大分市公園通り二丁目二〇番地の五 | 堀 月 裕 士 |     |     |     |       |               |         |          |                  |         |
| <p><b>大分県選挙管理委員会告示第二十八号</b><br/>         平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙において、選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。<br/>         平成三十一年三月二十一日<br/>         大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>三月二十一日<br/>         大分市大字町三丁目二番二号<br/>         大分県庁舎本館五階 正庁ホール</p> <p>三月二十二日以後<br/>         大分市大字町三丁目二番二号<br/>         大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村振興課内</p>                                                                        |                  |         |     |     |     |       |               |         |          |                  |         |

毎週 水曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大分県 編集 ㈱インターネット (定価 一冊年 三万八千八百八十円)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <h1>大分県報</h1>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |         | 平成三十一年<br>号 外 (一六)<br>三月二十一日<br>( 木 曜 日 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 目 次                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p><b>選挙管理委員会告示</b><br/>         選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合)にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………一<br/>         大分県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………二</p> <p><b>大分県知事選挙選挙告示</b><br/>         大分県知事選挙における選挙立会人として届出があつた者が十人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時……………二</p>                                                               |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>○ <b>選挙管理委員会告示</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p><b>大分県選挙管理委員会告示第三十号</b><br/>         地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十二条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条の規定による平成三十一年三月二十日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合)にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。<br/>         平成三十一年三月二十一日</p> |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |         | <p>一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………一九、四六九人</p> <p>二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十二条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合)にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………二二、六七八人</p> <p>三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合)にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………</p> |
| 大 分 市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 一三、一九〇人 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 別 府 市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 三、二六七人  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 中 津 市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 三、〇五五人  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 日 田 市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 八、四七七人  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 佐 伯 市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 二〇、六六七人 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 臼 杵 市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 一、一三六人  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 津 久 見 市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 五、二三六人  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 竹 田 市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 六、四二八人  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 豊 後 高 田 市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 八、四四三人  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 杵 築 市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 八、四〇九人  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 宇 佐 市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 一五、八九四人 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 豊 後 大 野 市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 一〇、四五四人 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 由 布 市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 九、六九〇人  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 国 東 市・姫 島 村                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 八、八四六人  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 日 出 町                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 七、八九二六  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 九重町・玖 珠 町                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 七、二四四人  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>~~~~~</p> <p><b>大分県選挙管理委員会告示第三十二号</b><br/>         平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。<br/>         平成三十一年三月二十一日<br/>         大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣<br/>         三二、〇一四、〇〇〇円</p>                                                                                                                |  |
| <p><b>○大分県知事選挙選挙長告示</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| <p><b>大分県知事選挙選挙長告示第一号</b><br/>         平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙における選挙立会人として届出があった者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。<br/>         平成三十一年三月二十一日<br/>         大分県知事選挙選挙長 一 木 俊 廣</p> <p>一 場所 大分市大手町三丁目二番一号<br/>         大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会<br/>         二 日時 平成三十一年四月四日十七時二十分</p> |  |

毎週 火曜日・金曜日 (祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大分県 編集 株式会社インターリンク (定価 一冊年 三万八千八百八十円)

|                                                                                                                                                     |                                    |                |                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| <h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">大分県報</h1>                                                                                                    | 平成三十一年<br>号 外 (元)<br>三月二十一日        | ( 木 曜 日 )      | <p style="text-align: center;"><b>○大分県知事選挙選挙長告示</b></p> <p><b>大分県知事選挙選挙長告示第二号</b><br/>         平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙における候補者として次のとおり届出があった。<br/>         なお、候補者が届出を行った二のウエブサイト等のアドレスは、別表のとおりである。<br/>         平成三十一年三月二十一日<br/>         大分県知事選挙選挙長 一 木 俊 廣</p> |                 |
| <p><b>日 次</b></p>                                                                                                                                   |                                    |                |                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |
| <p style="text-align: center;"><b>選挙管理委員会告示</b></p> <p>大分県知事選挙における政見放送の日時…………… 一<br/> <b>大分県知事選挙選挙長告示</b><br/>         大分県知事選挙における候補者の届出…………… 一</p> |                                    |                |                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |
| <p><b>○選挙管理委員会告示</b></p>                                                                                                                            |                                    |                |                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |
| <p><b>大分県選挙管理委員会告示第三十二号</b><br/>         平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙における政見放送の日時を次のとおり定めた。<br/>         平成三十一年三月二十一日<br/>         大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> |                                    |                |                                                                                                                                                                                                                                                              |                 |
| 区 分                                                                                                                                                 | 日本放送協会大分放送局                        | 株式会社大分放送       | 株式会社テレビ大分                                                                                                                                                                                                                                                    | 大分朝日放送株式会社      |
| テレビ                                                                                                                                                 | 三月二十七日<br>十八時三十分<br>四月四日<br>七時三十分  | 四月三日<br>十四時    | 四月二日<br>十六時十分                                                                                                                                                                                                                                                | 四月三日<br>十四時二十九分 |
| ラジオ                                                                                                                                                 | 三月二十八日<br>七時二十五分<br>四月二日<br>二十二時五分 | 三月三十日<br>十時三十分 | /                                                                                                                                                                                                                                                            | /               |

| 届出受理番号 | 届出年月日        | 届出の別 | (ふりがな)候補者氏名 | 本籍  | 住所                                | 生年月日(年齢)                     | 党派    | 職業    |
|--------|--------------|------|-------------|-----|-----------------------------------|------------------------------|-------|-------|
| 1      | 平成三十一年三月二十二日 | 届出人  | 山下 かい       | 大分県 | 大分県大分市大津町二丁目二番九号グリーンコーポ<br>ミエノ六〇一 | 昭和五十一年<br>十二月二十七日<br>(満七十二歳) | 日本共産党 | 政党役員  |
| 2      | 平成三十一年三月二十二日 | 届出人  | 広瀬 勝 真      | 大分県 | 大分県大分市荷揚町八番二〇号                    | 昭和十七年<br>六月二十五日<br>(満七十六歳)   | 無所属   | 大分県知事 |
| 3      | 平成三十一年三月二十二日 | 届出人  | 首藤 よし子      | 大分県 | 大分県大分市舞鶴町一丁目二番一七号                 | 昭和四十二年<br>九月二十六日<br>(満五十二歳)  | 無所属   | 無職    |

別表

大分県知事選挙立候補者 選挙運動用ウェブサイト等アドレス一覧表

| 届出受理番号 | (ふりがな)候補者氏名 | 選挙運動用ウェブサイト等アドレス                                                                      |
|--------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1      | 山下 かい       | <a href="http://ameblo.jp/sobc-katamuki/">http://ameblo.jp/sobc-katamuki/</a>         |
| 2      | 広瀬 勝 真      | <a href="http://hirosekatsusadakouenkai.com/">http://hirosekatsusadakouenkai.com/</a> |
| 3      | 首藤 よし子      | 届出なし                                                                                  |

# 大分県報

平成三十一年  
号 外 (六)  
三月二十九日  
(金曜日)

## 目次

### 選挙管理委員会告示

- 大分県議会議員の任期満了による一般選挙の執行……………一
- 大分県議会議員選挙に用いる投票用紙の様式……………一
- 大分県議会議員選挙に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印……………一
- 大分県議会議員選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法……………一
- 大分県議会議員選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額……………二
- 大分県議会議員選挙における政治活動用ポスターの確認の方法……………三
- 大分県議会議員選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式……………三
- 大分県議会議員選挙における開票の事務と選挙会の事務との合同……………三
- 大分県議会議員選挙における選挙区及び選挙区職務代理者の選任……………三
- 大分県議会議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくしをとり場所及び日時……………四
- 大分県議会議員選挙において選挙長が候補者の届出等に關する事務を行う場所……………五
- 大分県議会議員選挙における選挙会の場所及び日時……………六
- 大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙における投票及び開票の順序……………七

### 選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第三十四号

大分県議会議員の任期満了による一般選挙の執行については、次のとおりである。  
平成三十一年三月二十九日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 選挙の期日

平成三十一年三月二十九日

#### 大分県選挙管理委員会告示第三十五号

平成三十一年四月七日  
二 各選挙区において選挙すべき議員の数

| 選挙区     | 選挙すべき議員の数 |
|---------|-----------|
| 大分市     | 十二人       |
| 別府市     | 五人        |
| 中津市     | 三人        |
| 日田市     | 三人        |
| 佐伯市     | 三人        |
| 臼杵市     | 二人        |
| 津久見市    | 一人        |
| 竹田市     | 一人        |
| 豊後高田市   | 一人        |
| 杵築市     | 一人        |
| 宇佐市     | 三人        |
| 豊後大野市   | 二人        |
| 由布市     | 二人        |
| 国東市・姫島村 | 一人        |
| 日出町     | 一人        |
| 九重町・玖珠町 | 一人        |

#### 大分県選挙管理委員会告示第三十五号

平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。  
平成三十一年三月二十九日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県報号外(選挙告示)

一

平成三十一年三月二十九日

大分県報号外(選挙告示)

二

平成三十一年四月七日執行  
大分県議会議員選挙投票



- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補でない者の氏名は、書かないこと。

|              |
|--------------|
| 選挙<br>区<br>別 |
| 氏<br>名       |
| 候補<br>者      |

選挙  
区  
別  
の  
印  
を  
押  
す  
こ  
と  
を  
し  
な  
す  
こ  
と  
を  
し  
な  
す  
こ  
と  
を  
し  
な  
す

#### 備考

- 一 用紙はだいたい色とし、黒色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。
- 三 「大分県選挙管理委員会之印」は、刷込み式とする。
- 四 点字投票である旨の表示は、その旨を印刷しておく方法(ただし、印刷にかえて印章を押す方法によることもできる。)とする。
- 五 点字投票用紙に表示する選挙の種類は、「けんき」とする。

#### 大分県選挙管理委員会告示第三十六号

平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙に用いる不在者投票用封筒及び投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。  
平成三十一年三月二十九日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印
- 二 仮投票用封筒 市(町)(村)選挙管理委員会の印

#### 大分県選挙管理委員会告示第三十七号

平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法を次のとおり定めた。

平成三十一年三月二十九日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣  
大分県選挙管理委員会の印の刷込み式

#### 大分県選挙管理委員会告示第三十八号

平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労働者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。)に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。

平成三十一年三月二十九日  
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
  - 1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - 2 船賃 水陸旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - 3 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
  - 4 宿泊料 (食事料二食分を含む。) 一夜につき一万二千円
  - 5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千円
  - 6 茶菓料 一日につき五百円
- 二 選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給することができる報酬の額
  - 1 基本日額 一万円
  - 2 超過勤務手当 一日につき1の額の五割
- 三 選挙運動のために使用する労働者一人に対し支給することができる実費弁償の額
  - 1 鉄道賃 船賃及び車賃 それぞれ一の1、2及び3に掲げる額
  - 2 宿泊料 (食事料を除く。) 一夜につき一万円
- 四 選挙運動に従事する者(公職選挙法第九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。)一人に対し支給することができる報酬の額
  - 1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円
  - 2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき二万五千円

3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千円  
 4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第三十九号**  
 平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙における政治活動用ホスターの確認の方法を次のとおり定めた。  
 平成三十一年三月二十九日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣  
 捺印をもって行う。

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第四十号**  
 平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙における選挙運動用ヒラに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。  
 平成三十一年三月二十九日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

行 員 員 号  
 執 議 ビ 管  
 年 会 用 番 選  
 1 議 動 - 県  
 3 県 選 区 分  
 成 分 学 券 大  
 平 大 選 選

備考  
 一 「選挙区」には、大分県議会議員の選挙区の略名を記載し、「番号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。  
 二 用紙は、特別の紙質・模様、すかし等を用いることができるものとする。

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第四十一号**  
 平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙（選挙会の区域と開票区の区域が同一で

平成三十一年三月二十九日

ある選挙区のうち日出町選挙区を除く。）における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。  
 平成三十一年三月二十九日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第四十二号**  
 平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙における選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。  
 平成三十一年三月二十九日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

| 選挙区   | 区分           | 住 所                                | 氏 名      |
|-------|--------------|------------------------------------|----------|
| 大 分 市 | 選挙長          | 大分市富士見が丘東五丁目一八番一四号                 | 末 松 広 之  |
|       | 選挙長<br>職務代理者 | 大分市大字羽田五三四番地の四                     | 佐 藤 等    |
| 別 府 市 | 選挙長          | 別府市大字野田九五三番地の八                     | 伊 藤 博 文  |
|       | 選挙長<br>職務代理者 | 別府市大字南立石二一七八番地の六ロフ<br>ティ南立石式番館九一〇号 | 塩 崎 サツキ  |
| 中 津 市 | 選挙長          | 中津市小瀬新町二四番地一                       | 泉 清 彦    |
|       | 選挙長<br>職務代理者 | 中津市大字上如水一七四五番地五                    | 黒 永 俊 弘  |
| 日 田 市 | 選挙長          | 日田市大瀬町桜竹二〇番地                       | 織 田 莊 太郎 |
|       | 選挙長<br>職務代理者 | 日田市大字三和人五五番地                       | 立 花 靖 邦  |
| 佐 伯 市 | 選挙長          | 佐伯市七二五五番地二四                        | 金 田 隆    |

大分県選挙外（選挙会告示）

三

平成三十一年三月二十九日

大分県選挙外（選挙会告示）

四

|           |              |                  |           |
|-----------|--------------|------------------|-----------|
| 白 杵 市     | 選挙長<br>職務代理者 | 佐伯市岡島二丁目六番八号     | 清 家 辰 治   |
|           | 選挙長          | 白杵市大字藤崎町四六三番地    | 三 重 野 猛 志 |
| 津 久 見 市   | 選挙長<br>職務代理者 | 白杵市大字浜田四二番地      | 加 島 和 弘   |
|           | 選挙長          | 津久見市大字津久見五〇六番地   | 石 堂 克 己   |
| 竹 田 市     | 選挙長<br>職務代理者 | 津久見市大字津久見二二六番地の八 | 石 井 達 紀   |
|           | 選挙長          | 竹田市中字会々三三四八番地一   | 海 老 納 眞 則 |
| 豊 後 高 田 市 | 選挙長<br>職務代理者 | 竹田市久住町大字日昇四四八〇番地 | 木 村 信 義   |
|           | 選挙長          | 豊後高田市見目三四七番地     | 木 藤 信 一   |
| 杵 築 市     | 選挙長<br>職務代理者 | 豊後高田市足形四九四番地六    | 藤 重 深 雪   |
|           | 選挙長          | 杵築市山崎町大字山通二六六番地  | 佐 藤 剛     |
| 宇 佐 市     | 選挙長<br>職務代理者 | 杵築市大字杵築一六六六番地三   | 黒 田 幸 一 郎 |
|           | 選挙長          | 宇佐市大字赤尾二二六番地     | 逸 見 圭 祐   |
| 豊 後 大 野 市 | 選挙長<br>職務代理者 | 宇佐市大字藤里二四番地の九    | 末 宗 勇 治   |
|           | 選挙長          | 豊後大野市計部町計部四一六三番地 | 羽 田 英 敏   |
| 豊 後 大 野 市 | 選挙長<br>職務代理者 | 豊後大野市平蔵町七七五番地一   | 窪 田 謙 二 郎 |

|       |              |                                   |         |
|-------|--------------|-----------------------------------|---------|
| 山 布 市 | 選挙長          | 山布市湯布院町川上一一八一番地六                  | 浦 松 辰 信 |
|       | 選挙長<br>職務代理者 | 山布市湯布院町下湯平三三八四番地                  | 小 野 明 生 |
| 国 東 市 | 選挙長          | 国東市安岐町中園五七六番地                     | 徳 部 吉 昭 |
|       | 選挙長<br>職務代理者 | 国東市国東町小原一一六八番地一                   | 森 浩 昭   |
| 日 出 町 | 選挙長          | 国東市国東町鶴川一三三四番地一八フ<br>ック東二〇一号      | 大 塚 浩   |
|       | 選挙長<br>職務代理者 | 速見郡日出町大字藤原五九七番地                   | 井 上 仁 史 |
| 玖 珠 町 | 選挙長          | 大分市大字水興八三五番地二城南山手台<br>七十五         | 工 藤 典 幸 |
|       | 選挙長<br>職務代理者 | 速見郡日出町大字藤原一九〇二番地一フ<br>ォーレス二本榎B一〇二 | 利 光 浩 一 |

~~~~~

**大分県選挙管理委員会告示第四十三号**  
 平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めることを行う場所及び日時は、次の表の上欄に掲げる選挙区の区分に応じ、それぞれ当該中欄及び下欄に掲げるとおりである。  
 平成三十一年三月二十九日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

選挙区	場 所	日 時
大 分 市	大分市荷揚町二番三二号 大分市役所 八階 大会議室	三月二十九日 十七時四十五分
	別 府 市	別府市上野口町二番一五号 別府市役所 四階 四F1二会議室

中津市	中津市豊田町一四番地三 中津市役所 三階 三〇二会議室	三月二十九日 十七時四十分	玖珠町	大分県玖珠総合庁舎 三階 大会議室	十七時二十分
日田市	日田市田島丁目六番一号 日田市役所 七階 大会議室	三月二十九日 十七時四十分	大分県選挙管理委員会告示第四十四号	平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙において、選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所以、次の表の上欄に掲げる選挙区の区分に及び、それぞれ当該下欄に掲げるとおりである。 平成三十一年三月二十九日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 平成三十一年三月二十九日	
佐伯市	佐伯市中村南町一番一号 佐伯市役所 二階 二〇一会議室	三月二十九日 十七時三十分	選挙区	選挙長が事務を行う場所	
臼杵市	臼杵市大字臼杵七番一 臼杵市役所 臼杵庁舎 三階 三〇二会議室	三月二十九日 十七時四十分	大分市	大分市荷揚町二番三一号 大分市役所 八階 大会議室	
津久見市	津久見市宮本町二〇番二五号 津久見市役所 新館 二階 会議室	三月二十九日 十七時四十五分	別府市	別府市上野口町一番二五号 別府市役所 四階 四下二一会議室	
竹田市	竹田市大字会々一六五〇番地 竹田市役所 三階 会議室	三月二十九日 十七時三十分	中津市	中津市豊田町一四番地三 中津市役所 三階 三〇二会議室	
豊後高田市	豊後高田市是永町三九番地三 豊後高田市役所 高田庁舎 四階 四〇三会議室	三月二十九日 十七時三十分	日田市	日田市田島丁目六番一号 日田市役所 四階 庁議室	
杵築市	杵築市大字杵築三七七番地一 杵築市役所 本庁舎 二階 第二会議室	三月二十九日 十七時二十分	佐伯市	佐伯市中村南町一番一号 佐伯市役所 六階 大会議室	
宇佐市	宇佐市大字上田一〇三〇番地の一 宇佐市選挙管理委員会事務局	三月二十九日 十七時三十分	臼杵市	臼杵市大字臼杵七番一 臼杵市役所 臼杵庁舎 二階 二〇三・二〇四会議室	
豊後大野市	豊後大野市三重町市場二〇〇番地 豊後大野市役所 四階 正庁ホール	三月二十九日 十七時二十分	津久見市	津久見市宮本町二〇番二五号 津久見市役所 新館 二階 会議室	
由布市	由布市庄内町柳原三〇二番地 由布市役所 本庁舎 本館 三階 大会議室	三月二十九日 十七時三十分	竹田市	竹田市大字会々一六五〇番地 竹田市選挙管理委員会事務局	
国東市・ 姫島村	国東市国東町鶴川一四九番地 国東市役所 二階 二〇二会議室	三月二十九日 十七時四十分	豊後高田市	豊後高田市是永町三九番地三 豊後高田市役所 高田庁舎 四階 四〇三会議室	
日出町	速見郡日出町字仁玉山三五三一番地二四 大分県日出総合庁舎 二階 大会議室	三月二十九日 十七時二十分			
九重町・ 玖珠町	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 大分県玖珠総合庁舎 三階 大会議室	三月二十九日			

平成三十一年三月二十九日

大分県告示外(選挙告示)

五

杵築市	杵築市大字杵築三七七番地一 杵築市役所 本庁舎 二階 第二会議室		津久見市	津久見市宮本町二〇番二五号 津久見市選挙管理委員会事務局	
宇佐市	宇佐市大字上田一〇三〇番地の一 宇佐市役所 旧別館 B二二会議室		竹田市	竹田市大字会々一六五〇番地 竹田市選挙管理委員会事務局	
豊後大野市	豊後大野市三重町市場二〇〇番地 豊後大野市役所 四階 正庁ホール		豊後高田市	豊後高田市是永町三九番地三 豊後高田市選挙管理委員会事務局	
由布市	由布市庄内町柳原三〇二番地 由布市役所 本庁舎 新館 二階 市民ホール		杵築市	杵築市大字杵築三七七番地一 杵築市選挙管理委員会事務局	
国東市・ 姫島村	国東市国東町鶴川一四九番地 国東市役所 二階 二〇二会議室		宇佐市	宇佐市大字上田一〇三〇番地の一 宇佐市選挙管理委員会事務局	
日出町	速見郡日出町字仁玉山三五三一番地二四 大分県日出総合庁舎 二階 大会議室		豊後大野市	豊後大野市三重町市場二〇〇番地 豊後大野市選挙管理委員会事務局	
九重町・ 玖珠町	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 大分県玖珠総合庁舎 三階 大会議室		由布市	由布市庄内町柳原三〇二番地 由布市選挙管理委員会事務局	
平成三十一年三月二十九日以後			国東市・ 姫島村	国東市国東町鶴川一四九番地 国東市選挙管理委員会事務局	
選挙区	選挙長が事務を行う場所				
大分市	大分市荷揚町二番三一号 大分市選挙管理委員会事務局		日出町	国東市国東町安国寺七八六番地一 大分県東部振興局	
別府市	別府市上野口町一番二五号 別府市選挙管理委員会事務局		九重町・ 玖珠町	日田市城町二丁目一番二〇号 大分県西部振興局	
中津市	中津市豊田町一四番地三 中津市選挙管理委員会事務局				
日田市	日田市田島丁目六番一号 日田市選挙管理委員会事務局		大分県選挙管理委員会告示第四十五号	平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙における選挙長の場所及び日時は、次の表の上欄に掲げる選挙区の区分に及び、それぞれ当該上欄及び下欄に掲げるとおりである。 平成三十一年三月二十九日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣	
佐伯市	佐伯市中村南町一番一号 佐伯市選挙管理委員会事務局		選挙区	場	所
臼杵市	臼杵市大字臼杵七番一 臼杵市選挙管理委員会事務局		大分市	大分市東部大洲運動公園内 大分県立総合体育館 本体育室	四月七日 二十一時十五分

平成三十一年三月二十九日

大分県告示外(選挙告示)

六

別府市	別府市大字別府三〇一六番地一 別府市民体育館	四月七日 二十時十分	玖珠町 大分県玖珠総合庁舎 三階 大会議室 十時 大分県選挙管理委員会告示第四十六号 平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙における投票及び開票の順序は、次のとおりとする。 平成三十一年三月二十九日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 一 投票の順序 1 大分県知事選挙の投票 2 大分県議会議員選挙の投票 二 開票の順序 1 大分県知事選挙の開票 2 大分県議会議員選挙の開票
中津市	中津市大字大員三七番地一 タイハツ九州アリーナ	四月七日 二十時四十五分	
日田市	日田市大字東栄三九番 日田市総合体育館 体育室	四月七日 二十時	
佐伯市	佐伯市字駒崎六六四三番地三 佐伯市晝匠体育館	四月七日 二十時三十分	
臼杵市	臼杵市大字諏訪五九五番五 臼杵市諏訪山体育館	四月七日 二十時	
津久見市	津久見市大字本郷五三三八番地 津久見市民体育館	四月七日 二十時	
竹田市	竹田市大字会々一六五〇番地 竹田市総合社会福祉センター	四月七日 二十時	
豊後高田市	豊後高田市東米町三九番地三 豊後高田市役所 高田庁舎 二階 コスモホール	四月七日 二十時三十分	
杵築市	杵築市大字杵築二六番地 杵築小学校 体育館	四月七日 二十時三十分	
宇佐市	宇佐市大字下高七二番地 宇佐市農業者トレーニングセンター	四月七日 二十時三十分	
豊後大野市	豊後大野市三重町内田八七八番地 豊後大野市総合文化センター 大ホール	四月七日 二十時三十分	
由布市	由布市庄内町大麓二三四番地 大分県立庄内屋内競技場	四月七日 二十時三十分	
国東市・ 姫島村	国東市国東町鶴川一四九番地 国東市役所 二階 二〇一六会議室	四月九日 十時	
日出町	速見郡日出町字七王山三五三番地一四 大分県日出総合庁舎 二階 大会議室	四月九日 十時	
九重町・ 玖珠町	玖珠郡玖珠町大字塚脇二七三番地一	四月九日	

平成三十一年三月二十九日

大分県選挙外(選挙告示)

七

毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大分県 編集 朝日新聞社(定価 一冊年 三万八千八百八十円)

<h1>大分県報</h1> <p>平成三十一年 号 外 (七) 三月二十九日 (金曜日)</p>	二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数を四十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二一、六七六八 三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 大分市 一三三、二二六八 別府市 三三、六三三八 中津市 二三、〇四九八 日田市 一八、四二七八 佐伯市 二〇、六五八八 臼杵市 一一、二三〇八 津久見市 五、二一九八 竹田市 六、四二〇八 豊後高田市 六、四四二八 杵築市 八、四〇六八 宇佐市 一五、八八九八 豊後大野市 一〇、四五一八 由布市 九、六九〇八 国東市・姫島村 八、八四二八 日出町 七、八九二八 九重町・玖珠町 七、二二三八
<h2>目次</h2>	選挙管理委員会告示 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数を四十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………一 大分県議会議員選挙の各選挙区における選挙運動に関する支出金額の制限額……………一
<h2>選挙管理委員会告示</h2>	大分県選挙管理委員会告示第四十七号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条の規定による平成三十一年三月二十八日現在における大分県議会議員及び大分県知事選挙の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。 平成三十一年三月二十九日 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣 一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、四六九八
<h2>選挙管理委員会告示</h2>	大分県選挙管理委員会告示第四十八号 平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙の各選挙区における選挙運動に関する支

平成三十一年三月二十九日

大分県選挙外(選挙告示)

一



出金額の制限額は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分市	六、四三二、七〇〇円
別府市	五、五二五、一〇〇円
中津市	五、八二三、一〇〇円
日田市	五、四二八、六〇〇円
佐伯市	五、六二四、六〇〇円
臼杵市	五、二八五、七〇〇円
津久見市	五、一九九、六〇〇円
竹田市	五、四九六、一〇〇円
豊後高田市	五、五〇三、九〇〇円
杵築市	五、九九三、〇〇〇円
宇佐市	五、二二八、八〇〇円
豊後大野市	五、二〇二、二〇〇円
由布市	五、一〇六、四〇〇円
国東市・姫島村	六、一〇二、五〇〇円
日出町	五、八六五、〇〇〇円
九重町・玖珠町	五、六七三、三〇〇円

大分市	大分県大分市東野台二丁目三番地の四	平 岩 純 子
大分市	大分県大分市大字羽屋九〇番地の四	木 田 昇 昇
大分市	大分県大分市大字上宗方一〇三六番地の二二	河 野 成 司
大分市	大分県大分市岩田町三丁目五番九号	守 永 信 幸
大分市	大分県大分市大字小池原九九一番地の二二	吉 村 哲 彦
中津市	大分県中津市中津留三丁目七番六号	堤 栄 三
中津市	大分県中津市公園通り三丁目七番地の二	後 藤 慎 太郎
中津市	大分県中津市金池町二丁目七番二一八〇三号	藤 田 正 道
中津市	大分県中津市にしが丘二丁目三番地の七	小 嶋 秀 行
中津市	大分県中津市大湫町一丁目四番一八号	浦 野 英 樹
別府市	大分県別府市平田町五番一五号	嶋 幸 一
別府市	大分県別府市石垣西三丁目六番四四号	戸 高 賢 史
別府市	大分県別府市大字鶴見三八五九番地の三〇	原 田 孝 司
別府市	大分県別府市大字鶴見一九五八番地の二一	猿 渡 久 子
別府市	大分県別府市石垣東三丁目四番三二号	荒 金 信 生
中津市	大分県中津市大字万田六五一番地七	大 友 栄 二
中津市	大分県中津市沖代町一丁目七番二六号	馬 場 林
中津市	大分県中津市大字宮夫二四〇番地八	今 吉 次 郎
日田市	大分県日田市天瀬町五馬市一四五九番地	羽 野 武 男
日田市	大分県日田市上津江町川原二六八〇番地	井 上 伸 史
日田市	大分県日田市大字鶴河内四二七九番地	井 上 明 夫
佐伯市	大分県佐伯市長島町一丁目四番二二号	成 迫 健 児
佐伯市	大分県佐伯市大字鶴望三三三六番地二	清 田 哲 也
佐伯市	大分県佐伯市大字長良四六八一番地	御 手 洗 吉 生
臼杵市	大分県臼杵市大字戸室一〇五九番地の二九	高 橋 肇
臼杵市	大分県臼杵市大字福良一八四番地	志 村 學
津久見市	大分県津久見市宮本町一第一番一號	吉 手 川 正 治

毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大分県 編集 鶴ヶ岡ターアブリック (定価 一冊年 三万八千八百八十円)

<h1>大分県報</h1> <p>平成三十一年 号 外 (四) 四 月 十 日</p>		(水曜日)	
		大分市	
<p>選挙管理委員会告示</p> <p>大分県知事選挙における当選人の住所及び氏名……………一</p> <p>大分県議会議員選挙における当選人の住所及び氏名……………一</p>			
<p>○選挙管理委員会告示</p> <p>大分県選挙管理委員会告示第四十九号</p> <p>平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>平成三十一年四月十日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p>			
選挙区	住所	氏名	
	大分県大分市西鶴崎二丁目九番二〇号	衛 藤 博 昭	大分市
	大分県大分市萩原四丁目二番二号	阿 部 英 仁	大分市
	大分県大分市大字八幡三九番地の一	麻 生 栄 作	大分市
	大分県大分市衙揚町八番一〇号	廣 瀬 勝 貞	中津市
<p>大分県選挙管理委員会告示第五十号</p> <p>平成三十一年四月七日執行の大分県議会議員選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。</p> <p>平成三十一年四月十日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p>			
	大分県日田市天瀬町五馬市一四五九番地	羽 野 武 男	日田市
	大分県日田市上津江町川原二六八〇番地	井 上 伸 史	日田市
	大分県日田市大字鶴河内四二七九番地	井 上 明 夫	日田市
	大分県佐伯市長島町一丁目四番二二号	成 迫 健 児	佐伯市
	大分県佐伯市大字鶴望三三三六番地二	清 田 哲 也	佐伯市
	大分県佐伯市大字長良四六八一番地	御 手 洗 吉 生	佐伯市
	大分県臼杵市大字戸室一〇五九番地の二九	高 橋 肇	臼杵市
	大分県臼杵市大字福良一八四番地	志 村 學	臼杵市
	大分県津久見市宮本町一第一番一號	吉 手 川 正 治	津久見市

竹田市	大分県竹田市大字会々一八六二番地九〇	土居昌弘
豊後高田市	大分県豊後高田市草地一八二六番地	鷺海豊
杵築市	大分県杵築市大字熊野二六八三番地	阿部長夫
宇佐市	大分県宇佐市大字今仁三九〇番地	尾島保彦
	大分県宇佐市大字和氣二六二番地	末宗秀雄
	大分県宇佐市大字石田八番地の二	元吉俊博
豊後大野市	大分県豊後大野市朝鹿町池田二二七二番地	森誠一
	大分県豊後大野市三重町市場四番地一	玉田輝義
由布市	大分県由布市狭間町小野八六八番地	二宮健治
	大分県由布市湯布院町川上一六四七番地	太田正美
国東市・ 姫島村	大分県国東市安岐町下原三三七二番地	木付親次
日出町	大分県速見郡日出町大字豊岡六〇六九番地五九	三浦正臣
九重町・ 玖珠町	大分県玖珠郡玖珠町大字森一五三三番地の二	濱田洋